

群馬県建築物木材利用促進協定締結要領

令和5年3月31日制定

第1 趣旨

本要領は、「建築物等における木材の利用の促進に関する方針」第3第2項に基づき、事業者等による「建築物の木材の利用の促進に関する構想」及び県による当該構想の達成に資するための事項等を定めた協定の締結に関する事項を定める。

第2 定義

「事業者等」および「事業」

「事業者等」とは、事業者又は事業者団体をいい、「事業」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体を指し、営利の目的をもってなされるかどうかは問わない。

第3 協定締結の要件

群馬県知事（以下「知事」という。）は、次の要件を満たす事業者等と、群馬県建築物木材利用促進協定（以下「知事との協定」という。）を締結できるものとする。

1 対象

対象とする区域において、建築物の木材の利用に関する構想（以下「構想」という。）を策定し、構想の達成に向け取り組む事業者等。

2 協定締結の対象区域

本要領の対象となる構想の対象区域については、群馬県全域又は複数の市町村にまたがる場合とする。

ただし、以下の場合については本要領の対象外とする。

- (1)国の行政機関の長と知事の連名による協定
- (2)国の行政機関の長、知事及び市町村長の連名による協定
- (3)市町村長による協定

また、構想の対象区域が複数の市町村にまたがり、かつ区域内のすべての市町村と協定締結を希望する場合にあっては、当該関係市町村と締結するものとし、本要領の対象外とする。

第4 協定締結の申入れ

知事との協定を締結しようとする事業者等（以下「申し入れ者」という。）は、協定締結申入れ書（別記様式第1号）を提出するものとする。

なお、申入れ書の提出に際して、申し入れ者が複数である場合については申し入れ者の住所及び氏名を記載するものとする。

第5 協定締結

知事は、前項の申入れ書が提出され、その内容が第3に掲げる要件に合致していると認められる場合には、申入れ書に記載された構想の内容に応じて、協定締結の応否に係る判断を行い、知事との協定を締結することが適当であると判断した場合には、協定書（別記様式第2号）により協定を締結するものとする。

第6 協定の公表

知事は、協定を締結した場合には、協定の名称、内容、対象区域、有効期間、協定を締結した事業者等（以下「協定締結者」という。）の氏名をホームページ等で公表するものとする。

第7 県における事務等

県における協定事務に関する提出先及び協議先は林業振興課とする。

第8 協定の変更

協定締結者は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、別記様式第3号により速やかに協議するものとする。

第9 協定の解除

知事は、協定締結者が、この要領又は協定書で定める取り組みを行わないことが明らかになった場合、法令に違反した場合、協定締結者として適当でなくなったと認められる場合には、協定を解除することができる。

- 2 協定締結者は、協定に記載した構想及び構想の達成に向けた取組を行えない等の理由により協定を解除したい場合は、協定の解除届（別紙様式4号）により知事に届け出るものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4関係）

建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書

年 月 日

群馬県知事あて

住所
申入れ者
氏名

群馬県建築物木材利用促進協定締結要領第4の規定により、次のとおり、建築物木材利用促進協定の締結を申し入れます。

構想の内容	
構想の達成に向けた 取組の内容	
構想の対象区域	
構想の達成に向けた 取組の実施期間	

※1 申入れ者が法人にあっては、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載し、「氏名」については、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申入れ者が複数である場合については、全ての申入れ者の住所及び氏名を記載するものとする。

別記様式第2号（第5関係）

※2者協定の場合

群馬県建築物木材利用促進協定 協定書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と群馬県（以下「乙」という。）は、建築物における木材利用を推進するため、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

1. 目的

この協定は、甲の「建築物の木材の利用に関する構想」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物の木材の利用に関する構想

（1）構想の内容

※甲（木材を利用する協定者）の構想について概要を記載。

（2）構想の達成に向けた取組の内容

※上記構想の達成に向けた具体的な取組について、可能な限り数値目標を含めて記載。

3. 甲の構想を達成するための乙による支援

乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲の取組を優良事例として積極的に広報する。

4. 構想の対象区域

群馬県全域（又は〇〇市、〇〇町、〇〇村の区域）

5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、〇年〇月〇日までとする。

6. その他

(1) 実施状況の報告

甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲及び乙は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が記名の上、各自その一通を保管する。

〇年〇月〇日

甲

乙 群馬県知事

※3者協定の場合

群馬県建築物木材利用促進協定 協定書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「甲」という。)、〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。)、群馬県 (以下「丙」という。) は、建築物における木材利用を推進するため、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

1. 目的

この協定は、甲の「建築物の木材の利用に関する構想」及び乙の「木材の利用の促進に関する構想」について、甲、乙及び丙が連携・協力することにより、甲及び乙による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想

(1) 甲による建築物の木材の利用に関する構想

①構想の内容

※甲 (木材を利用する協定者) の構想について概要を記載。

②構想の達成に向けた取組の内容

※上記構想の達成に向けた具体的な取組について、可能な限り数値目標を含めて記載。

(2) 乙による木材の利用の促進に関する構想

①構想の内容

※乙 (木材の供給などを通じて木材利用の促進を行う協定者) の構想について概要を記載。

②構想の達成に向けた取組の内容

※上記構想の達成に向けた具体的な取組について、可能な限り数値目標を含めて記載。

3. 甲及び乙の構想を達成するための丙による支援

丙は、甲及び乙の構想の達成に向けて、甲及び乙に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲及び乙の取組を優良事例として積極的に広報する。

4. 構想の対象区域

群馬県全域（又は〇〇市、〇〇町、〇〇村の区域）

5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、〇年〇月〇日までとする。

6. その他

(1) 実施状況の報告

甲及び乙は、丙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲、乙及び丙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲、乙及び丙は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙が記名の上、各自その一通を保管する。

〇年〇月〇日

甲

乙

丙 群馬県知事

(別記様式第3号) 第8関係

群馬県建築物木材利用促進協定 変更協議書

年 月 日

群馬県知事あて

住所
協定締結者
氏名

年 月 日付けで締結した標記協定について、下記のとおり変更したいので、群馬県建築物木材利用促進協定締結要領第8の規定により協議します。

記

1 変更内容

- (1) 協定締結団体の所在地、代表者の変更
- (2) 構想、構想の達成に向けた取組、構想の対象区域の変更

2 変更理由

- (1) 協定締結団体の所在地、代表者の変更
- (2) 構想、構想の達成に向けた取組、構想の対象区域の変更

3 その他

4 添付資料等

備考

- ※1 協定締結者が法人にあっては、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載し、「氏名」については、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 協定締結者が複数である場合については、全ての協定締結者の住所及び氏名を記載するものとする。

別記様式第4号（第9関係）

群馬県建築物木材利用促進協定 解除届

年 月 日

群馬県知事あて

住所
協定締結者
氏名

年 月 日付で協定締結した群馬県建築物木材利用促進協定について、下記のとおり協定を解除したいので、群馬県建築物木材利用促進協定締結要領第9の規定により届け出ます。

記

- 1 森林の名称
- 2 協定終了日
- 3 協定を解除したい事由

備考

- ※1 協定締結者が法人にあっては、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載し、「氏名」については、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 協定締結者が複数である場合については、全ての協定締結者の住所及び氏名を記載するものとする。